



# 登戸まちづくり

## No.106

編集・発行  
川崎市登戸区画整理事務所  
〒214-0014  
川崎市多摩区登戸1891番地1  
(第3井出ビル4階)  
電話 044 (933) 8511  
FAX 044 (934) 3881

## 登戸土地区画整理事業の進捗状況について



② 登戸駅前広場

令和8年3月にシェルターが完成しますので、以降はシェルター付きのバスやタクシー乗降場を御利用いただけます。

4月以降は、植栽やレインガーデンの整備、歩道景観舗装、車道舗装を進め、令和8年6月の完成を予定しています。



① 向ヶ丘遊園駅北口駅前広場

シェルター工事は7月に完成しました。今後は、植栽整備や歩道、車道の舗装を進め、令和8年3月の完成を予定しています。



【現地写真】



【カフェのイメージパース】



【公園全体図】

④ 登戸つくりと公園(登戸2号街区公園)

つくりと公園は令和7年3月に一部を先行オープンしていましたが、芝をしっかりと根付かせるため養生していたエリアを令和7年7月28日から一般開放しました。

Park-PFI事業区域については、令和6年11月に事業者と基本協定を締結し取組を進めています。当初、令和7年1月の着手を予定しておりましたが、より一層の魅力向上を図るために事業者と協議・調整を進め、国産木材の活用とコミュニティ菜園の設置に伴う計画変更を行い、令和7年9月からカフェ等の工事に着手しております。



【区役所通り登栄会商店街】



【登戸2号線】



【登戸駅線】

③ 電線共同溝(無電柱化)整備

登戸駅前広場や向ヶ丘遊園駅北口駅前広場のほか8路線で電線共同溝の整備を進めており、令和8年3月までに、道路構造物などの基盤整備工事を完成させ、引き続き、電線事業者による電線共同溝工事や電柱の抜柱を進めてまいります。

併せて、電線事業者による電線共同溝工事に影響のない範囲から歩道部などの仕上げ舗装を進め、令和9年度に整備工事の完成を予定しています。

下河原踏切付近交差点への信号機設置の要望書を提出しました!

登戸土地区画整理事業まちづくり推進協議会(会長・細埜隆己)は、8月22日、「下河原踏切付近の交差点への信号機設置に対する要望書」を、神奈川県警察多摩警察署に提出しました。同交差点では、区画整理事業の進展により交通環境が変化し、自転車や歩行者の通行量が増加しています。こうした状況を踏まえ、地域住民や周辺で勤務する方々の安全・安心な交通環境の確保に向けて、協議会の中で信号機設置を求める意見が出されました。

今回の要望書の提出は、7月30日に開催された第168回推進協議会にてその意見が審議され可決されたものです。

※交差点の位置は、左上の事業区域図参照

竹内多摩警察署長(右)に要望書を提出する細埜会長(左)



竹内多摩警察署長(右)に要望書を提出する細埜会長(左)

### 「登戸オープンミーティング」を開催しました!

登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォームでは、令和8年3月の「未来ビジョン」策定に向けて検討を進めています。より多くの方々と意見を交わし、共に考えていくため、「登戸オープンミーティング」(5~7月毎月2回・全6回)を多摩区役所で開催しました。

参加者の皆さんには「イベント・公共空間活用」、「商業・ビジネス活性化」、「地域コミュニティ支援」の3つのチームに分かれ、グループワークを通じて登戸の未来についての議論を深めてもらいました。現在の登戸の振り返りから始まり、今後あったらいいなと思う具体的な活動や、少し先の登戸の未来の姿について考えました。どの回も活発に議論が交わされ、参加者一人ひとりが、真剣に登戸のまちづくりに向き合っている姿が印象的でした。

オープンミーティングでの議論も踏まえて、エリアプラットフォームでは「未来ビジョン」策定に向けて、さらに検討を進めていきます!



登戸オープンミーティングの様子



Mv Groove

事業に関するお知らせ

●境界点の復元測量を実施しています

仮換地の境界点を復元するための測量を実施しています。測量作業の際、皆様の敷地に立ち入らせていただく必要があります。対象の方には事前にお知らせした上で作業を進めていきますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。

●事業地区内の町名・新住所について

令和6年1月から2月に実施した「町名アンケート」の結果を踏まえ、「登戸土地区画整理事業地区住所変更検討委員会」において、町名案を「登戸〇丁目」（登戸1～3丁目）といたしました。

その後、令和6年10月に市議会の議決を経て、町名を決定しました。



▲新町界・新町名図

●清算金の徴収・交付について

土地区画整理事業において、区画整理前の「従前の土地」と区画整理後の「換地」との間に生じる不均衡を是正するための清算金は、換地計画で定められ、換地処分公告の翌日に金額が確定するもので、その後に徴収・交付の手続を行います。

換地処分公告の日に登録されている土地所有者や施行者（川崎市）に届け出られている借地権者等の方が、清算金の対象者となります。

また、従前の土地が私道などの換地を定めない土地の所有者の方については、清算金の交付が生じる場合があります。

もし、土地所有者や借地権者の方が亡くなられている場合は相続人の方が対象者となりますので、「換地担当」にお知らせください。

●今後のスケジュール

令和8年度 換地計画案の事前通知

（新たな地番・清算金額等のお知らせ）

換地計画案の縦覧

令和9年度

換地処分通知、換地処分公告

※換地処分公告の翌日から

新住所の利用開始

土地の分筆、権利の変動（相続・売買等）、  
建築行為に係る手続等について

●土地の分筆等について

登戸土地区画整理事業地区内の土地について、分筆又は合筆、地目変更をされる方は、当事業の換地設計と照合させる必要がありますので、事前に「換地担当」にお知らせください。

●権利の変動について

登戸土地区画整理事業地区内の土地について、相続や売買等により、所有権や借地権などの権利の変動がある場合は「換地担当」にお知らせください。必要な手続等をご案内します。

なお、令和6年4月1日から相続（遺言による場合を含みます。）によって不動産を取得した相続人は、相続登記の申請が義務化されました。詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。

●建築行為等の許可について

登戸土地区画整理事業地区内は、事業を円滑に推進するため、土地区画整理法第76条に定める建築行為等の制限を行っています。

建築行為等の制限の内容

- 一 土地の形状及び地質の変更（土地の掘削、盛土、切土、その他の土地の形状及び地質の変更）
- 二 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- 三 政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

これらの行為は原則として許可が必要になりますので、建築行為等を計画されている方は、事前に「企画担当」にご相談ください。

●業者等からの仮換地情報などの問合せについて

当事務所では、権利者の同意等を得ていない場合、第三者に対して仮換地情報などの提供は行いません。当事務所が業者等に仮換地情報などを提供する場合は、権利者の同意文書（委任状）が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

無料専門相談について（予約制）

登戸区画整理事務所では、専門家による次の無料相談を月に1回（1月及び8月を除く。）実施しています。  
相談を希望される方は、相談日を確認いただき、事前に「庶務担当」に相談の上、予約してください。  
なお、予約は原則、相談日の1週間前までとなっていますので、注意してください。

| 相談                                    | 相談日         | 予約締切日      |
|---------------------------------------|-------------|------------|
| 無料法律相談<br>【相談員】<br>藤田 勝氏<br>(弁護士)     | 10月 7日 (火)  | 10月 2日 (木) |
|                                       | 11月 11日 (火) | 11月 4日 (火) |
|                                       | 12月 9日 (火)  | 12月 2日 (火) |
|                                       | 2月 10日 (火)  | 2月 3日 (火)  |
| 無料不動産相談<br>【相談員】<br>石田 茂氏<br>(不動産鑑定士) | 3月 10日 (火)  | 3月 3日 (火)  |
|                                       | 10月 8日 (水)  | 10月 2日 (木) |
|                                       | 11月 12日 (水) | 11月 5日 (水) |
|                                       | 12月 10日 (水) | 12月 3日 (水) |
| 無料財務相談<br>【相談員】<br>福田 一弘氏<br>(税理士)    | 2月 18日 (水)  | 2月 12日 (木) |
|                                       | 3月 11日 (水)  | 3月 4日 (水)  |
|                                       | 10月 9日 (木)  | 10月 2日 (木) |
|                                       | 11月 13日 (木) | 11月 6日 (木) |
|                                       | 12月 11日 (木) | 12月 4日 (木) |
|                                       | 2月 12日 (木)  | 2月 5日 (木)  |
|                                       | 3月 19日 (木)  | 3月 12日 (木) |

【場所】：登戸区画整理事務所【時間】：午後1時30分～午後4時

※令和7年度下半期の日程を記載しています。

※事前予約が必要です。予約なしでの相談は受け付けておりません。  
※申込状況によっては、翌月以降の相談とさせていただきます。  
※相談内容は、区画整理事業に関する限りです。  
※相談員の都合等により日程が変更されることがあります。

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所

電話 044-933-8511（代表）

- 無料相談、まちづくり推進協議会・・・【庶務担当】933-8511
- 事業計画、建築行為等の許可・・・【企画担当】933-8512
- 仮換地指定、権利変動・・・【換地担当】933-8571
- エリアプラットフォームに関する、建物等移転補償
- 道路及び宅地工事・・・【まちづくり事業調整担当】933-8580
- ・・・【工事担当】933-8581



(※) 登戸土地区画整理事業ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-12-2-7-1-0-0-0-0-0-0-0.html>